

## 生命の海科学館見直し検討委員会要綱（案）

### （設置）

第1条 蒲郡市は、次条の目的を達成するため生命の海科学館見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 委員会の目的は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生命の海科学館（以下「施設」という。）に対する廃止論、存続見直し論等、相反する両極の市民の意見を踏まえた中で、蒲郡情報ネットワークセンターとの係わりについても整理した上で、施設の設置経緯や廃止・見直し等に係る制約事項等を整理し、市民にとって最善となる活用方法を検討する。

### （協議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 施設の存在意義、役割及び使命に関する事項
- (2) 施設に係る制約事項等の整理に関する事項
- (3) 施設の存続見直し及び廃止に関する事項

#### 存続見直しの場合

- (ア) 運営体制及び経営体制に関する事項

- (イ) その他見直しに必要となる事項

#### 廃止の場合

- (ア) 新たな事業に関する事項

- (イ) 運営体制及び経営体制に関する事項

- (ウ) その他廃止後の運営に関し必要となる事項

- (4) その他運営全般に関し必要となる事項

### （委員会の構成等）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1) 議会代表者2名以内
- (2) 市内有識者4名以内
- (3) 市民代表者4名以内
- (4) 行政代表者2名以内

2 委員の任期は、検討結果報告書を市長に報告する日までとする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員会に委員長の指名により副委員長を置く。

### （委員会の運営）

第5条 委員長は、委員会を召集し、主宰するとともに会務を総理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係する職員等の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### （会議の公開）

第6条 委員会の会議は、公開を原則とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画部企画広報課（蒲郡情報ネットワークセンター・生命の海科学館）に置く。

(雑則)

第8条 委員会はこの要綱に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。